

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：関東建設工業（株）
住所：群馬県太田市飯田町 1 5 4 7 O T A スクエアビル 7 F

2. 指名停止措置期間 自 令和 7 年 8 月 8 日 2 ヶ月
 至 令和 7 年 10 月 7 日

3. 事実概要
関東建設工業（株）の営業部長は、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自分たちに有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和 7 年 7 月 9 日、さいたま地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。

4. 指名停止措置理由
上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 5 9 年 3 月 2 9 日付け建設省厚第 9 1 号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第 2 第 8 号イに該当する。

＜指名停止措置要領別表第 2 第 8 号イ＞

措置要件	期間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 12 号に掲げる場合を除く。）。 イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から イ 2 ヶ月以上 12 ヶ月以内 ロ 1 ヶ月以上 12 ヶ月以内

○問い合わせ先
国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司
茨城県つくば市旭 1 番地 電話 0 2 9 - 8 6 4 - 0 5 6 4